



平成 27 年 10 月 30 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 リ ソ ー 教 育  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 天 坊 真 彦  
(コード番号：4714 東証第一部)  
問 合 せ 先 責 任 者 取 締 役 副 社 長 皆 木 和 義  
(TEL 03-5996-3701)

## 当社株式の特設注意市場銘柄および監理銘柄（審査中）の 指定解除に関するお知らせ

本日、当社は株式会社東京証券取引所（以下、「東証」という）より、平成27年10月31日付で当社株式の特設注意市場銘柄および監理銘柄（審査中）の指定を解除する旨の通知を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

当社は、平成26年2月10日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示するとともに、同年2月14日及び同年2月17日に、平成20年2月期から平成26年2月期第2四半期までの有価証券報告書、半期報告書、および四半期報告書について訂正報告書等を提出いたしました。

上記第三者委員会による調査の結果、当社及び当社の連結子会社である株式会社名門会で不適切な売上計上が行われていたことが判明いたしました。

本件は、当社の売上を過度に重視する経営方針及び短期間の営業成績に基づく人事評価制度のもと、不適切な売上計上もやむを得ないという社内風土を背景として行われたものであり、当該行為に関与した関係者には、コンプライアンス意識の著しい欠如が認められました。そのほかにも、脆弱な管理部門の組織体制や不十分な監査の実施などが認められました。

以上より、当社は東証より、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたため、平成26年3月11日付で特設注意市場銘柄に指定されました。

当該指定から1年を経過した平成27年3月11日に内部管理体制確認書を東証に提出しましたところ、東証より、売上を過度に重視する経営方針や人事評価制度の見直し、再発防止委員会による再発防止策の立案・モニタリング、監査役会・内部監査室の体制強化など、改善に向けた取り組みが行われていることが認められたものの、当社が策定している改善策のうち取締役会の機能強化の有効性を含むコーポレート・ガバナンスの改善に向けた当社の取り組みの状況等をなお確認する必要があることから、平成27年9月8日に当該指定の継続を受けました。

平成27年9月11日には、当該指定から1年6ヶ月が経過することになるため、当社から再提出する内部管理体制確認書の内容等を東証が確認し、当社の内部管理体制等について改善がなされなかったと認めた場合には、当社株式の上場廃止が決定されることから、東証より、当社株式について上場廃止となるおそれがあると認め監理銘柄（審査中）に指定されました。

当社は、当該指定から1年6ヶ月を経過した平成27年9月11日に有価証券上場規程に定められた内部管理体制確認書を東証に再提出し、審査を受けておりましたが、本日、東証より、審査の結果、取締役会の機能強化の有効性を含むコーポレート・ガバナンスの改善に対する取り組みの状況に関して、社外取締役を含む各取締役への情報連携等が適切に行われており、取締役間の相互牽制機能の向上が図られていることが確認できたこと、また、その他に、特設注意市場銘柄指定となった原因の改善状況を含め、内部管理体制等に問題があると認められないため、当社株式の特設注意市場銘柄および監理銘柄（審査中）の指定を平成27年10月31日付で解除する旨の通知を受けました。

当社株式の特設注意市場銘柄および監理銘柄（審査中）の指定により、株主、投資家及び取引先の皆様、並びに市場関係者の皆様をはじめ、ステークホルダーの皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりましたが、今後も再発防止に尽力するとともに、当社グループ一丸となって、業績の向上及び信頼の回復に全力を尽くし、株主、投資家及び取引先の皆様、並びに市場関係者の皆様をはじめ、ステークホルダーの皆様のご期待に添えますよう内部管理体制の強化を図る所存でございます。

なお、再発防止委員会につきましては、当面は継続し、さらなる内部管理体制の強化を推し進める方針であります。また、コーポレート・ガバナンス体制につきましても、経験豊富な弁護士、公認会計士および税理士等の専門家を、社外取締役および社外監査役に選定する方針を維持してまいります。

当社は引き続き、全社一丸となって「子どもたちの未来のために」全力で努力いたしますので、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上